

令和7年度第3回
札幌市入札・契約等審議委員会

議 事 録

日 時：2026年3月11日（水）午後3時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 14階 入札室

1. 開 会

【財）工事契約担当課長】 本日は、年度末の大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、財政局工事契約担当課長の宮でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

委員会の開催の前に、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

次第、座席表、委員名簿、令和7年度第3回札幌市入札・契約等審議委員会資料、参考資料の5点でございます。

開会に先立ちまして、事務局からご報告がございます。

中川委員長、松村委員におかれましては、今年度末をもちまして本委員会の委員をご退任されることとなります。お二方には、会の終わりにご挨拶を頂戴できればと思います。これまでご尽力いただきましたことに深く感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

それでは、改めまして、令和7年度第3回札幌市入札・契約等審議委員会を始めさせていただきます。

まず、開催に当たりまして、税務・契約管理担当局長の生野からご挨拶を申し上げます。

【財）税務・契約管理担当局長】 札幌市税務・契約管理担当局長の生野でございます。

本日、令和7年度第3回入札・契約等審議委員会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末のお忙しいところ、本委員会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より本市の入札・契約制度の適正な運営に対しまして、専門的な立場から貴重なご意見を頂戴しておりますことに心より感謝を申し上げます。

入札・契約制度を取り巻く環境は、国の政策動向や関連法規の改正など、常に変化しております。特に最近では、資材価格の高騰や技術者の不足、デジタル化の推進といった急激な環境変化がございます。札幌市におきましても、これらの法改正や情勢変化を的確に捉えまして、公正性、透明性、競争性の確保はもとより、契約事務のさらなる効率化を図っていくことが重要と考えてございます。だからこそ、まさに本委員会から頂戴するご意見、ご助言は、今後の制度改善と運用の充実につながっていくものと考えております。

本日は、限られた時間ではございますが、審議事項につきまして、皆様から忌憚のないご意見を賜ればと思います。

また、司会からご紹介がありましたけれども、本日の委員会をもちまして中川委員長と松村委員がご退任されます。お二方のこれまでのご功績に対しまして深く感謝を申し上げますとともに、今後のさらなるご活躍を心よりお祈り申し上げます。

簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【財）工事契約担当課長】 それでは、ここからの進行につきましては、中川委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

2. 審議事項

【中川委員長】 皆様、本日もどうぞよろしくお願ひします。

早速ですが、次第2、抽出工事等の決定・審議に進みます。

まずは、審議する抽出工事等を決定します。

今回は、山上委員に原案を作成していただきましたので、抽出理由についてご説明をお願いいたします。

【山上委員】 それでは、私が担当しました今回の抽出工事についてご説明いたします。

札幌市では、平成18年度の総合評価落札方式の試行導入以降、ダンピング対策の強化や公共工事の品質確保を軸に制度の見直しを進めておりまして、令和6年度の発注案件から本格実施の適用を開始しております。

現在、令和6年度の発注案件はほぼ全てしゅん功を迎えていることから、本格実施の効果について検証が必要な時期が来ていると考えました。

また、本格実施では、ダンピング対策の強化と工事の品質確保という2点において大きな制度改正が行われたということから、この改正が実際の入札状況にどのような影響を与えたのかという点を確認したいと思いました。

そこで、今回は、ダンピング対策の強化と工事の品質確保という二つの視点に基づいて、計3件の工事を抽出しております。

ダンピング対策の強化につきましては、調査基準価格未満の入札を行った入札参加者の総合評価点を大きく下げる制度改正が行われたことから、実際に調査基準価格未満での入札があった案件から1件抽出いたしました。

工事の品質確保につきましては、技術力が高い事業者がより高く評価される制度改正を行ったことから、技術点順位の優位性を活かし、他社よりも高い金額で入札しても落札に至った案件から2件抽出いたしました。

本日は、本格実施後の分析及び検証結果について事務局からご報告いただくとともに、これら3件の入札状況についてご審議いただいて、本格実施による具体的な効果を共有できればと考えております。

抽出工事の選定理由については以上でございます。

【中川委員長】 それでは、山上委員が抽出された工事について審議するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

【中川委員長】 ご了承いただきましたので、審議に入ります。

抽出工事について、事務局から説明をお願いいたします。

【財）工事契約担当課長】 今回の抽出工事につきましては、先ほど山上委員からご説明いただきましたとおり、総合評価落札方式における本格実施後の検証に関する案件を取り上げております。そのため、今回は、各抽出工事の説明に入る前に、まずは本格実施の制度改正についての概要と、本格実施後の検証結果をご報告いたします。

参考資料の1ページをご覧ください。

こちらは、総合評価における本格実施について概要をまとめた資料となっております。総合評価の本格実施を開始する際に作成した資料となっております。

こちらの資料に記載がございますとおり、札幌市では、平成18年度から試行導入した総合評価落札方式に関しまして、公共工事の品質確保やダンピング対策の強化といった総合評価の本旨を軸に見直しを行い、令和6年度の発注案件から総合評価を本格実施することといたしました。

本格実施においては、主に「Ⅰ. ダンピング対策の強化」と「Ⅱ. 工事の品質確保」という2点から制度改正を行いました。

まず、「Ⅰ. ダンピング対策の強化」についてですが、資料の左側中段をご覧ください。

こちらは、その請負代金により、適正な工事の施工が通常見込まれないダンピング受注の対策を強化する制度改正となっております。本格実施前は、案件ごとに設定している調査基準価格を下回る入札価格であっても、調査基準価格に読み替えて総合評価点を算出しておりましたが、本格実施後は、調査基準価格を下回る価格で入札した入札参加者に対して、総合評価点を大きく下げる仕組みといたしました。これによりまして、ダンピング対策の強化を図っております。

なお、設計業務型においては、グラフ内の灰色の線でお示ししておりますとおり、本格実施前でも調査基準価格未満の入札に対して総合評価点が下がる仕組みとしておりましたが、本格実施では、それよりもさらに総合評価点が大きく下がる仕組みとしたところでございます。

次に、「Ⅱ. 工事の品質確保」についてですが、資料の右側上段をご覧ください。

こちらは、公共工事の品質向上を目的とし、本格実施では、それまでよりも技術力を高く評価する制度改正を行いました。具体的には、無段階インセンティブ方式の採用と型式別加算点の変更という2点の改正を行ったところでございます。

1点目の無段階インセンティブ方式の採用につきましては、本市の総合評価では、過去の工事の成績点や、企業が有する過去の工事成績の平均点を評価する配点項目を設けておりますが、これらの項目において、本格実施前までは、その成績を区分ごとに評価をしていたとこ

ろ、本格実施では、区分ごとの評価を廃止し、成績点が上昇するほど得点の上昇幅が大きくなる無段階インセンティブ方式を採用し、得点の細分化を図ったところでございます。

これによりまして、事業者に対して工事成績点向上のインセンティブを強化するとともに、より成績点の良好な事業者が有利となる制度といたしました。

2点目は、型式別加算点の変更です。

こちらは、総合評価点を算出する際に用いる加算点を引き上げ、技術点の価値を引き上げた制度改正となっております。加算点の引き上げにより、総合評価点の算出における技術点の価値が上がるため、技術力の高い事業者が他の入札参加者より高い価格で入札しても落札できる猶予を増加させたものとなっております。

本格実施の概要につきましては、以上となります。

続きまして、本格実施後の検証結果のご報告をさせていただきます。

参考資料の2ページをご覧ください。

こちらの資料は、総合評価の本格実施初年度である令和6年度の発注案件を対象に、入札状況や工事成績点などのデータを分析し、制度改正の効果について検証した資料となっております。

資料の左側中段、「Ⅰ. ダンピング対策の強化」の項目をご覧ください。

こちらは、先ほどご説明しましたとおり、調査基準価格未満の入札を行った入札参加者の総合評価点を大きく下げる制度改正を行いました。その結果について記載したものでございます。

右側の棒グラフのとおり、調査基準価格未満での落札件数割合は、工事・業務ともに本格実施前の令和5年度から大幅に下がっております。

こちらは、調査基準価格を下回った場合に総合評価点を大きく下げる仕組みを導入したことにより、調査基準価格未満での落札件数が大幅に減少しており、ダンピング受注の対策を強化した制度改正の効果が発揮されたものと考えております。

次に、資料の右側にごございます「Ⅱ. 工事の品質確保」という項目をご覧ください。

こちらは、本格実施の際に、工事の品質向上を目的とし、無段階インセンティブ方式の採用及び型式別加算点の変更を行い、その結果について記載したものでございます。

上段の無段階インセンティブ方式の採用による落札業者の変化についてですが、こちらは、本格実施で採用した無段階インセンティブ方式について、その効果を検証したものでございます。

無段階インセンティブ方式とは、高い成績点であればあるほど高い得点が得られるという方式であり、本格実施の際に工事の品質を向上させる目的で導入した評価方式となっております。

左側のグラフが工事について、右側のグラフが業務について検証したのとなっております。

こちらの検証方法としましては、令和6年度の案件を対象に、本格実施前の評価方法ではどうなっていたのかを検証し、本格実施前後で落札予定者の成績平均点がどのように変化するかを比較するという方法を採用しております。

こちらの表で示しておりますとおり、本格実施前で評価する方法と比較して、本格実施後では、全体的に落札者の成績平均点が同水準を維持、もしくは、やや上昇しているという傾向となっております。

この結果から、無段階インセンティブ方式の採用により、成績点の僅かな差を適切に評価に反映することで、技術力が優れている業者が有利に働くという制度改正の効果が確認できたと考えております。

続きまして、資料の右側下段の施工品質の変化についてをご覧ください。

こちらは、本格実施前である令和元年度から令和5年度の間に発注した総合評価案件と、本格実施後である令和6年度に発注した総合評価案件を比較して、それぞれの成績点の分布を比較したのとなっております。なお、こちらはそれぞれの全体件数に占める割合をもって比較している表となっております。

左側の工事につきましては、全体的に同じような傾向ではございますが、成績点が低い工事

が減少したといった傾向となっております。

右側の業務につきましても、工事同様、成績点が低い業務が減少しており、全体的に成績点の山が右に寄っている傾向となりました。こちらにつきましては、一部の業種における成績点の上昇が全体の成績点割合を引き上げた結果となっております。

この結果から、本格実施では成績点が優良な業者が有利となる制度となったことで、成績点が比較的低い工事や業務の割合が減少し、全体として品質は高い傾向となっております。

次に、資料の左側下段になりますが、「Ⅲ. その他（くじ引き発生状況）」の項目をご覧ください。こちらは、本格実施前後におけるくじ引きの発生状況について比較した表となっております。

左側の工事につきましては、くじ引きの発生割合が本格実施前では約19%であったのが、本格実施後では約6%と大きく減少していることが分かります。一方で、業務につきましては、約5%でほぼ同率のくじ発生率となっております。

この結果から、工事では本格実施で無段階インセンティブ方式を採用したことにより、成績点を評価する項目において得点の細分化が起これ、技術点による評価順位の差が生まれた結果、くじ引きの抑制につながったと考えております。

一方、業務におきましては、本格実施前においても、工事で行っていた区分ごとの評価ではなく、成績点を除いて得点を求める計算式を用いていたことから、くじ引きの発生状況につきましては、工事ほど大きな変化は見られなかった結果となっております。

本格実施の検証につきましては、以上となります。

それでは、資料にお戻りいただきまして、1件目の抽出工事についてご説明いたします。

1件目の工事は、本格実施における一つ目の主な変更点、ダンピング対策の強化という点からの抽出でございます。調査基準価格未満の入札があった案件となっております。

資料の2ページをご覧ください。

工事名は、「市債務負担行為 道道西野真駒内清田線（真駒内住宅団地線～澄川跨道橋間）ほか1線舗装路面改良工事」です。

工事場所は、南区真駒内上町5丁目ほか、工期は余裕期間制度（フレックス方式）となっております。全体工期としては令和7年11月30日までとなっております。

参考までに、次のページに位置図を添付しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

契約方式は、総合評価落札方式、実績評価I型・事後審査方式で、低入札価格調査制度を適用しております。発注方式は単体企業としております。

入札参加資格として、工種・等級は、舗装工種のA等級、所在地につきましては市内業者としております。施工実績としましては、札幌市工事等分類コード表に示す「74舗装」の「22オーバーレイ」について、元請としての施工実績があることとしております。

また、主任技術者の施工経験としましては、オーバーレイ工事の施工経験がある者を配置することとしております。

その他の参加資格としましては、当該工事に適用するISO9001認証を取得していることとしております。

事務日程につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4ページをご覧ください。

本工事の入札結果についてご説明いたします。

なお、今回の抽出工事の審議に当たり、通常、入札参加者名等は落札者決定の際に公表しておりますが、ここでは入札参加者名を伏せておりますので、あらかじめご了承ください。

本工事の予定価格は、ページの右側中段にございますとおり、税抜きの予定価格である入札書比較価格として記載の9,383万円、調査基準価格はその下にあるとおりの8,444万7,000円となっております。

入札参加者数は16者で、落札者はA社となっております。

各入札者の入札状況は中段以下に記載しておりますが、左から税抜きの金額、価格以外の要素を点数化した技術評価点、技術評価点と入札金額から算出する総合評価点の順に記載しており、総合評価点が最も高い者が落札者となります。

なお、この表は、総合評価点が高い順に上から並べております。

16番目の業者は、技術評価点と総合評価点の記載はありませんが、こちらは予定価格を超過した金額で入札しておりますことから、技術評価点及び総合評価点の算出は行っておりません。

次に、5ページをご覧ください。

こちらは、落札決定後、ホームページ等で公表される総合評価落札方式に関する評価調書というもので、入札結果の詳細が分かるものとなっております。

まず、表の見方からご説明いたします。

中段の表ですが、左側に評価項目及び各評価項目の配点が記載されております。

右に行くと、各社がどの評価項目で何点獲得したかが全て分かるようになっております。各社のアルファベット表記につきましては、前ページの入札結果における表記と対応させております。

評価項目の詳細につきましては、参考資料の3ページに本工事の配点表がありますので、併せてご覧ください。

資料に戻りまして、評価項目の下の総合評価点の算出基礎とする得点合計という行が各社が獲得した得点の合計点となります。さらに下に加算点という行がありますが、こちらは、得点合計を45点満点に換算しております。型式によりまして、この換算値は異なりますが、実績評価I型では45点満点に換算しております。

加算点を求めた後、この加算点に全業者に持ち点100点を加えた点数が入札価格以外の要素を点数化した技術評価点となります。

入札価格の下の点数が総合評価点となり、総合評価点を基に算出した順位が「決定」という行の数字となっております。総合評価点の算出方法についてですが、価格以外の要素の点数である技術評価点を入札価格で割る除算方式となっております。技術評価点が高く、入札価格が安い業者が最も有利になる方式となっております。

なお、総合評価点の分かりやすくなるように、最後に1,000万を掛けております。

また、決定の行の下に価格順、技術点順、調査基準価格と記載がございますが、こちらにつきましては、価格順の行は、各社の入札価格のうち、一番安い金額を1位としたときの順位、技術点順の行は、各社の技術評価点の順位、調査基準価格の行は、調査基準価格以上の入札かどうかを判定している行となっております。調査基準価格の行において「○」となっているものは調査基準価格以上の入札価格、「調査」と記載されているものは調査基準価格未満の入札価格であったことを示しております。

表の見方につきましては以上となります。

それでは、この表で落札者であるA社の評価を改めて確認します。

評価項目の得点合計は51.67点であり、そこから算出される技術評価点は133.45点となります。

入札価格につきましては、A社を含む13者が調査基準価格と同額での入札となっております。

その結果、技術評価点が3番目に高く、調査基準価格と同額で入札を行ったA社が落札者となりました。

この表で一番左側に記載されているN社は、技術評価点は135.883点であり、技術点順位では1位でしたが、入札価格が調査基準価格を10万円ほど下回ったことから、表の下に記載している本格実施により導入した計算方式で総合評価点を算出したところ、最終的な順位は16者中14位と大きく順位を落としております。こちらは、本格実施におけるダンピング対策の強化による影響が顕著に出た結果となっております。

次に、参考資料の6ページをご覧ください。

こちらの表は、1件目の抽出工事につきまして、本格実施前の評価方法で算出した場合の評価点及び順位を示した表となっております。

こちらの表のうち、主に3点ほど、本格実施後の評価方法から変更点がございますので、ご説明いたします。

まず、1点目ですが、資料の5ページと比較していただくと分かりやすいと思いますけれど

も、評価項目における「1 企業の評価」の(3)提出された工事实績の成績点と(4)企業の工事成績の平均点と、「2 配置予定技術者の評価」における(2)過去の従事工事における成績点の三つの評価項目をご覧ください。

これらの配点項目は、本格実施後では、無段階インセンティブ方式の採用とともに15点満点の配点としておりますが、本格実施前では、それぞれの成績点を段階別に評価する方法を採っており、配点もそこまで高く設定していませんでした。

2点目の変更点につきましては、表の下にある加算点の行をご覧ください。

こちらは先ほどもご説明したとおり、各社の得点合計を型式ごとに設定している満点の値に換算するものですが、実績評価I型につきましては、本格実施前は15点満点で換算しておりましたので、この表における各社の加算点も15点満点の値になっております。

3点目の変更点は、入札価格に対する評価についてです。

本格実施後の工事においては、調査基準価格未満の入札に対して総合評価点を大きく下げる制度となっておりますが、本格実施前では、調査基準価格未満の入札を行っても調査基準価格に読み替えて評価することとしておりました。

これらの変更点を踏まえて、本格実施前の評価方法で評価した結果、落札者はA社で変更ございませんが、調査基準価格未満の入札により総合評価点が大きく下がったN社は、本格実施前では調査基準価格に読み替えるといった対応をしておりましたので、その入札価格により総合評価点が下がることはなく、最終的な順位は2位となっております。

なお、本格実施前の技術点順については、当初の順位と異なり、A社が1位、N社が2位となっておりますが、こちらは主に無段階インセンティブ方式を採用したことによる影響が出ているものとなっております。

先ほどの成績点を評価する三つの配点項目において、N社がA社よりも高い成績点を有していたことにより、本格実施後では、N社の得点が高くなっておりましたが、本格実施前の評価方法では段階別の評価となるため、これらの配点項目におけるN社とA社の差がそれほど広からず、その他の項目の点差により、技術点順ではA社がN社に勝っているという状況になっております。

1件目の工事の説明につきましては以上となります。

【中川委員長】 それでは、ここまでの説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

【松村委員】 抽出工事1は、技術点ではかなり優れていたN社が落札できなかったという見方もできると思いますけれども、詳しい評価調書が公表されているというお話だったので、N社も、自分たちは価格の点で今回は駄目だったのだということを正確に推測できる環境にあるということなのでしょうか。

【財）工事契約担当課長】 この結果は公表され各社の金額が分かりますので、積算で何か間違いがあったかなどの検証はできるかと思います。

【松村委員】 ちなみに、例えば、N社とかもそうなのですから、こういう形で総合点数が出されるように変更されたという情報自体はあらかじめ入手できていたのでしょうか。

【財）工事契約担当課長】 制度改正については、事前に改正点についてお知らせをしておりますので、承知されているかと思います。

【松村委員】 分かりました。

【中川委員長】 時期的には12月ですが、これは駆け込み的な、調査基準価格で13社が並んだということなのですか。

【財）工事契約担当課長】 こちらの発注については、早期発注工事となります。

【中川委員長】 早期発注なのですね。早めに確保したいということですね。

【財）工事契約担当課長】 そうです。

【山上委員】 今回の抽出工事1を見ると、調査基準価格が重要な数字になると思いますが、調査基準価格の率が90%というのは、固定ではなく、工事ごとによって違うのですか。

【財）工事契約担当課長】 はい、工事ごとによって変わります。

【山上委員】 それは、どこまで公表されている話なのですか。

【財）工事契約担当課長】 調査基準価格の算定式については、全て公表されています。例え

ば、直接工事費に幾らを掛けるかとか、そういった計算式が公表されていますので、工事ごとに公表される設計書を確認した上で、各社がそれを計算していくことになります。

【山上委員】 そうすると、今回の事案は90%ですけれども、事前に公表されているのでしょうか。

【財）工事契約担当課長】 率自体は公表しておりませんが、計算式を公表しているので、各社が計算しているということです。

【山上委員】 8,440万円なのが並んでいるのは、みんなが正確に計算してきたということですね。

【財）工事契約担当課長】 そうということかと思えます。

【西村委員】 質問ですが、6ページの2番の評価項目「1 企業の評価」の（5）で、過去5年間の本市工事被表彰回数という配点が3.0点のものがありますが、これは多くの業者が表彰されるようなものなのですか。中身がどんな表彰なのかなと思いました。

【財）工事契約担当課長】 こちらについては、表彰回数なので、その回数によって0.5点刻みで点数の変更をしております。

【西村委員】 それは多くの事業者に機会があるのですか。それとも、本当に少数の事業者が表彰されるものですか。

【財）工事契約担当課長】 表彰している局の表彰基準に基づいて表彰をしておりますので、優良な点数を取っている企業が基準に基づいて表彰されています。基本的には良い点を取った企業が表彰されるということになるかと思えます。

【西村委員】 それは技術面での表彰が多いのですか。どんな項目がありますか。

【財）建築設備検査担当課長】 各工事で工事成績がつくのですけれども、その中で高得点のところ、例えば建築設備系であれば、建築設備系の中でもAランクの業者、Bランクの業者、Cランクの業者とございますけれども、そのランクごとに、Aクラスの業者はその中で一番高得点だったところが1位になって、表彰されています。

【西村委員】 限定されている表彰なのですね。基準点を超えたら皆さんが表彰されるようなものではないのですか。

【財）建築設備検査担当課長】 基準点はございます。

【西村委員】 では、それを満たせば、数にはこだわらず表彰されるのですか。

【財）建築設備検査担当課長】 そうです。基準点を超えていれば、2社が1位に表彰される場合もございます。

【西村委員】 ありがとうございます。配点が高い評価項目だったので、お伺いしました。

【松村委員】 参考資料の2ページで、改革後の取組の成果が紹介されているかと思えますが、「I. ダンプینگ対策の強化」のところで、工事の部門については、令和6年度は、2社は予定価格を下回っていても落札したということで、これはよほど技術評価点が高いところがここに当てはまるのかどうかということが知りたいです。

【財）工事契約担当課長】 この2件でございますけれども、1件が建築、もう1件は管の工事となっております。

1件目の建築につきましては、入札参加者が4者おりましたが、全て調査基準価格未満の札が入ったことによって最終的に低入札価格調査を行って落札者が決まったということで、調査基準価格を下回った状態で契約をしたというものでした。

もう一つの管につきましては、一括審査方式で行った案件で、こちらは12者の参加がありまして、調査基準価格未満が9者おりました。一括審査では同一企業が2件取れないため、最終的に調査基準価格未満の企業に決まったという状況です。

【松村委員】 あともう一つ、同じページで、すごく細かい点で恐縮ですが、「II. 工事の品質確保」というところの上のほうのグラフで、青とオレンジで分けて見やすくなっているのですが、青のほう本格実施前ということで、これは令和5年度ということなのか、それとも、その下のところに書いてあるような令和元年度から令和5年度なのか、ここだけばやとしていて、これはどういう年度なのかという質問です。

【財）工事契約担当課】 こちらは、令和6年度に本格実施で発注した総合評価の案件を本格実施前の配点表で落札者を確認して出した点数のグラフとなっております。

【松村委員】 分かりました。ありがとうございます。

【中川委員長】 ほかはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【中川委員長】 特にないようですので、抽出工事2のご説明をお願いします。

【財) 工事契約担当課長】 続きまして、2件目の工事の説明に入ります。

資料の6ページをご覧ください。

2件目の工事は、本格実施における二つ目の主な変更点、工事の品質確保という点からの抽出であり、技術点の高い業者がその技術点順の優位性を活かし、他の入札参加者よりも高い入札価格で落札した案件となっております。

工事名は、「社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線屯田高架橋(上部工) 新設ほか工事」です。

工事場所は、北区屯田9条12丁目ほか、工期は着手の日から令和8年1月28日までとなっております。

契約方式、発注方式は1件目と同様です。

入札参加資格として、工種・等級は土木工種のA1等級、所在地につきましては市内業者としております。施工実績としましては、鋼橋上部新設工事について、元請としての施工実績があることとしております。

主任技術者の施工経験としましては、鋼橋上部新設工事の施工経験がある者を配置することとしております。

その他の参加資格としましては、当該工事に適用するISO9001認証を取得していることとしております。

次に、8ページをご覧ください。

本工事の入札結果についてご説明いたします。

本工事の予定価格は、ページ右側中段にございますとおり、3億1,027万円、調査基準価格は、その下にございますとおり、2億8,234万5,700円となっております。

入札参加者数は7者で、落札者はA社となっております。

各入札者の入札状況は中段以下に記載しておりまして、4番のD社につきましては、入札価格が調査基準価格を下回っております。

次に、9ページをご覧ください。

評価項目の得点合計は、落札業者のA社が60.44点であり、そこから算出される技術評価点は140.594点となります。

入札価格については、左からC社、G社、E社、B社の4者が表の左上の枠内に記載されている調査基準価格と同額の入札価格であった一方で、落札業者のA社は、調査基準価格より45万円ほど高い入札価格となっております。こちらは、本格実施において実績評価I型における加算点を15点から45点に引き上げたことにより、技術点が高いA社が他社よりも多少高い価格で入札しても落札できる猶予が増加し、結果として、調査基準価格を上回る価格で入札してきたと考えられます。最終的には、価格順では7者中7位であったA社が、技術評価点の高さを活かし、落札者となりました。

次に、参考資料の7ページをご覧ください。

こちらの表は、2件目の抽出工事について、本格実施前の評価方法で算出した場合の評価点及び順位を示した表となっております。

本格実施前の評価方法で算出したところ、最終的な順位は当初の順位と異なり、表の一番左のD社が1位、当初の落札者であるA社が2位という結果となっております。

順位の変動があった要因としては、主に二つ挙げられます。

一つ目の要因としては、過去の成績を評価する三つの配点項目において、本格実施前では段階別の評価方法であったため、当初の落札者であるA社が高い成績点を有していても他社と差がつかなかったという点です。

表の評価項目のうち、「1 企業の評価」の(3)提出された工事实績の成績点と、「2 配置予定技術者の評価」の(2)過去の従事工事における成績点という二つの配点項目において、本格実施後の配点ではD社がいずれも11.99点、A社がいずれも満点の15点となっ

ており、この二つの項目で計6点ほど差がついて結果的にA社が技術点順で優位となった一方で、本格実施前の配点では、段階別の評価となるため、これら二つの配点項目において、D社とA社は同点となり、差がつきませんでした。

二つ目の要因としましては、調査基準価格未満の入札に対する評価方法の違いです。

1件目の抽出工事でご覧いただいたとおり、本格実施を適用した工事の入札においては、調査基準価格未満の入札に対して総合評価点が大きく下がる制度となっておりますが、本格実施前は、調査基準価格未満の入札であっても、調査基準価格に読み替えて評価をするため、総合評価点が下がることはありませんでした。

このような入札価格に対する評価の違いにより、本格実施前においては、調査基準価格未満の入札を行ったD社の総合評価点が下がることはなく、結果的にD社が落札者となり得たという結果となっております。

2件目についての説明は以上となります。

【中川委員長】 それでは、委員の皆様からいかがでしょうか。

【山上委員】 これは、技術点を多く持っていたところが落札したということですがけれども、さらに重要なのは、落札した結果の工事の成績がどうだったのかということですね。実際の土木工種・A1等級のところでは想定した平均の工事成績点と、実際に今回挙がった工事成績点が上回った結果になっているのか、なっていないのかということが気になりました。

【財）工事契約担当課長】 抽出工事2の工事ですけれども、令和8年2月9日付でしゅん功しており、工事成績点は92点ございました。

今回、落札された業者の過去5年間の工事成績点が85.99点となっております、今回の点数は92点ということで、かなりいい点数を取ったという状況です。

【中川委員長】 参考資料4の企業の評価で見ますと、提出された工事成績点がB社とA社を比べると、本格実施前の基準だと、(4)企業の工事成績の平均点がA社のほうが低くて半分ぐらいになっているのですけれども、これは評価方法が変わったことによって大きく変わったのですか。

【財）工事契約担当課長】 企業の工事成績の平均点の項目ですけれども、B社の得点が11.45点になっているのですが、11.45点を取った成績が87点の成績平均点になっておりまして、一方で、A社が10.44点ということで、85点の成績平均点となっております、成績点の差としては2点となっております。

本格実施前の評価方法ですと、段階別の評価になっておりますので、今回で言うと、土木工種・A1等級の業者がどういった成績点を持っていらっしゃるのか、ほかの業者の成績点の分布によっても段階が変わってきますので、本格実施前だと85点で1.3点なのですからけれども、2点しか違わなくても、ほかの業者さんの分布によって2点だけ違う87点でも2.5点になるという形です。

【中川委員長】 成績点がより細かく見られるようになったということですね。

ほかはいかがですか。

(「なし」と発言する者あり)

【中川委員長】 それでは、最後の3点目の工事の説明をお願いします。

【財）工事契約担当課長】 最後に、3件目の工事の説明をさせていただきます。

資料の10ページをご覧ください。

3件目の工事は、2件目と同様に、工事の品質確保という点からの抽出でございます。技術点の高い業者がその技術点順の優位性を活かし、他の入札参加者よりも高い入札価格で落札した案件となっております。

工事名は、「防災・安全交付金事業 石山東公園ほか2公園再整備工事」です。

工事場所は、南区石山東5・6丁目、工期は、着手の日から令和7年12月16日までとしております。

契約方式は総合評価落札方式、地域貢献I型・事後審査方式で、低入札価格調査制度を適用しております。

発注方式は1件目、2件目と同様でございます。

入札参加資格として、工種・等級は造園工種のA等級、所在地につきましては、市内業者と

しております。

施工実績としましては、札幌市工事等分類コード表に示す「75造園」の「21造園」について、元請としての施工実績があることとしております。

主任技術者の施工経験は、今回の工事は求めておりません。

その他の参加資格としまして、令和7・8年度札幌市競争入札参加資格審査申請の定時登録において、上記の工種（造園）のA等級に認定されていることとしております。

こちらは、当初告示を令和6年度中に行うことから、定例的に設定している資格となっております。

次に、12ページをご覧ください。

本工事の入札結果についてご説明いたします。

入札参加者数は8者で、落札者はA社となっております、各入札者の入札状況は中段以下に記載しております。

次に、13ページをご覧ください。

評価項目の得点合計は、落札業者のA社が32.89点であり、そこから算出される技術評価点は117.778点となります。

入札価格につきましては、左からC社、F社、B社、G社、D社の5者が、表の左上に記載の調査基準価格と同額の入札価格であった一方で、落札業者のA社は調査基準価格より35万円ほど高い入札価格となっております。

こちらは、本格実施において地域貢献I型における加算点を10点から20点に引き上げたことにより、技術点が高いA社が他社よりも多少高い価格で入札しても落札できる猶予が増加し、結果として調査基準価格を上回る価格で入札してきたと考えられます。その結果、価格順では8者中7位であったA社が、技術評価点の高さを活かして落札者となりました。

次に、参考資料の8ページをご覧ください。

こちらの表は、3件目の抽出工事について、本格実施前の評価方法で算出した場合の評価点及び順位を示した表となっております。

本格実施前の評価方法で算出したところ、最終的な順位は当初の順位と異なり、表の一番右のD社が1位、真ん中あたりのB社が2位、そして、当初の落札者であるA社が3位という結果となりました。

順位の変動があった要因としては、主に過去の成績点に対する評価方法の違いが挙げられます。

表の評価項目のうち、「1 企業の評価」の（2）提出された工事实績の成績点において、本格実施後の配点では、A社が9.49点、B社とD社がそれぞれ8.60点と7.79点であり、A社と約1点の差をつけられていましたが、本格実施前においては、ほぼ差がつかない状況となっております。

なお、技術評価点の順位では、A社が1位であることには変わりはないのですが、D社については、当初の配点では技術点順5位でありましたが、本格実施前では2位となっております。

こちらは、本格実施前は段階別の評価であったことから、成績点を評価する配点項目において、D社と他社との間で大きな差がつかず、その他の配点項目の得点によって技術点順では2位に上昇したという結果となっております。

このような結果から、A社は技術点順1位ではあるのですが、調査基準価格よりも高い価格で入札したために、本格実施前の評価では、調査基準価格と同額で入札した技術点順2位のD社が落札者となり得たという結果となっております。

抽出工事の説明につきましては以上です。

【中川委員長】 それでは、この件につきましていかがでしょうか。

【松村委員】 抽出工事3よりもっと早く聞くべきだったかもしれないのですが、評価項目の「1 企業の評価」の（2）提出された工事实績の成績点、この工事实績の成績点がすごく重要だということですので、けれども、「提出された」というのは、企業で勝手に選んでいいのか、それとも指定があるのかというのはどうなのでしょう。

【財）工事契約担当課長】 企業が任意で選んだ工事を提出してきます。

【松村委員】 それでは、5年前のものとかでもいいのですか。

【財）工事契約担当課長】　そうです。

【松村委員】　今回の改正で成績のいいところがより優遇されるというのはすごくいいと思うのですが、敗者復活戦みたいなものはどのようになっているのかと思ったのです。今のところ芳しい成績でなくても、どんどん頑張っで成績をよくして、それを提出することは十分可能だということですね。

【財）工事契約担当課長】　はい。

【中川委員長】　松村委員のご質問と関連するのですが、成績がいいところを取るのはいいと思うのですが、逆に成績がとれない方はどこで契約を取ることができるのかというのが少し気になります。要するに、格差が広がったときに、例えばそういう人は一般競争でやってくださいという方に行くのか、そういう問題が別に出てきてないのであればこれでいいのかもしれないですが、成績のいいところが1部リーグだとすると、1部リーグと2部リーグと3部リーグがみんな一緒になってやるというのは、もしかしたら酷なところがあるのかもしれないと思います。そこら辺は今後の課題ということでしょうか。

【財）工事契約担当課長】　価格のみの競争案件の全体の割合や総合評価の割合については、いろいろ検討して今に至っております。

現在の札幌市の総合評価の目標については、アクションプランで定めており、令和9年度に25%ということで設定しております。逆に言うと、残りの75%はそれ以外の価格による競争案件となります。

まずは価格による競争案件で実際に工事を取っていただいて、その工事で良い成績を取っていただき、そこで取った成績が次の工事につながるという意味では、まずは価格による競争案件をしっかりと確保した上で、総合評価が最終的な目標であれば、その前段に成績重視型という入札方式がございます。成績重視型に参加できるような工事成績を取っていただくことをステップとして、その次に総合評価で勝っていけるという形で、いい成績を取ることで次の工事につながっていくという流れがいいと考えております。

【中川委員長】　それはよく考えられた話だと思いますが、それは公表された文書としてあるのですか。

【財）工事契約担当課長】　文書としてはございません。

【中川委員長】　文書にはなっていないのですね。

【財）工事契約担当課長】　総合評価の趣旨・目的と成績重視型の入札のそれぞれがある中で、全体としての考え方かと思ひます。

【中川委員長】　ちなみに、その25%というのは等級にかかわらずになりますか。

【財）工事契約担当課長】　全体の件数に対してです。

【中川委員長】　全体ということは、多少ばらつきがあってもということですね。

【財）工事契約担当課長】　そうですね。型式もそれぞれいろいろとありますので。

【中川委員長】　分かりました。

ほかにはいかがですか。

【山上委員】　さっきの抽出工事2で聞いたことと同じ質問ですが、今回の抽出工事3の工事成績点と工事平均点との比較はどういう結果だったのか、教えてください。

【財）工事契約担当課長】　3件目の抽出工事ですが、令和7年12月16日にしゅん功してございまして、工事成績点は82点でございます。こちらの落札業者の過去5年の工事成績平均点が78点ほどとなっておりますので、そこと比べると優良な成績を収めていると考えております。

【中川委員長】　全体を通して何かありませんか。

【山上委員】　先ほどの委員長のご質問に関わるのですが、最初は価格で取って、次に成績重視で、最後は総合評価を目指してという形ですが、実際にこういう運用が始まってから、価格のところ、次は成績重視のところ、点数が上がってきているのか、これは感覚でもいいのですが、そういう実態はあるのですか。

【財）工事契約担当課長】　成績重視は毎年点数の見直しをしております。年度によってあまり変わらない年もありますし、1点高くなるということもありますし、そうではないときもありますので、一緒くたには説明できないですが、成績重視型の成績点は少しずつでも上

がってきている印象はあります。

【山上委員】 そういうものをもう少し出すことによって全体として底上げを図ってほしいというメッセージを出してもいいのかなと思いました。

【財）工事契約担当課長】 ありがとうございます。

【中川委員長】 本格実施前後の比較もされているので、分かりやすい資料だったと思います。ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

【中川委員長】 特になければ、これで本日の審議は終了となります。

今年度の委員会は今回が最後です。皆様、1年間お疲れさまでした。

冒頭に事務局から説明がありましたとおり、私と松村委員は今月末をもって退任することとなります。本日が最後の出席ですので、それぞれから退任のご挨拶をということで、まずは松村委員からご挨拶を頂戴したいと思います。

【松村委員】 2019年度から6年間務めさせていただきました。

私は経済学部の教員ではあるのですが、研究の専門は中国の歴史でして、工事とか業務の発注についても全く無知な状態でしたので、本当に一般市民の代表という心持ちでこれまで会議に参加させていただきました。

この委員のお仕事は、よく考えてみると、二つの方向性のチェックなのだなと感じることがありました。一つは、税金が適切に使われているか、税金の無駄遣いがないかということと、もう一つは、市内の業者さんに資金が適切に行き渡っているか、この二つをチェックするお仕事なのだなと自分なりに捉えていました。そのうち、業者さんにちゃんと資金が行き渡っているかということについては、今日の抽出工事の話もそうでしたけれども、私個人の印象としては、札幌市さんがいろいろと試行錯誤を繰り返しながらも多彩な取組みを展開されていて、すごいなと思っておりました。

税金の無駄遣いがあるかどうかについては、その年度の第1回目の委員会の際に、前年度に発注した工事とか業務の一覧を確認するということが通例として行われていたような気がするのですが、もう少し違う形でチェックする機会があってもよかったのだろうと、今日になってそういう感想も持ちました。

ともあれ、この6年間、私は体調不良でお休みしてしまったことが時々あったのですが、委員の皆様には、温かくフォローしてくださいまして、どうもありがとうございます。

また、札幌市の担当者の方には、時には研究室に来ていただくなど、すごくきめ細やかに対応していただいたので、すごく働きやすい環境を準備していただいたと思っておりますし、北大経済学部の後任の委員にも安心して引き継ぐことができました。

6年間、どうもありがとうございました。

【中川委員長】 それでは、私からもご挨拶申し上げます。

6年間は長かったです、事務局の皆さんは、最初の4年ぐらいは非常に頼りないというふうに思われたかと思います。

やはり、この分野は全体像がよく分からないので、法律家としても、古い教科書があるのですが、なかなか自分も勉強が進まなくて、そうこうしているうちに令和6年度に苦情申立てがありまして、これはどうしても勉強しなければならぬということになりました。その際は、委員の方、それから事務局の方に原案もつくってもらいましたし、本当にお世話になりました。自治体によっては3人でやっているところもあるので、3人だと違う意見になったのかもしれませんが、5人だったから何とか形になったということで、5人いて本当に助かったと思いました。

令和6年度末には、これだけ勉強したので何とかしようということで、公共調達法について自分で新たに授業をやるかと計画しまして、昨年度の10月から公共政策大学院で公共調達法の授業を開始しました。

それから、今年の1月には、今日お話が出た総合評価のことも含めて、公共調達法の目的とは何ですかという論文を書いてみまして、最後の2年間でようやく全体像が見えてきたという感じでした。それでもまだひよっこですが、実務が分からないと、法令だけを見てもなかなか分からない分野ですが、非常に丁寧に教えていただきました。

これからも公共調達のリテラシーがある学識経験者を札幌市で育てていただくというのは非常にいいことだと思いますので、これからもこの委員会を盛り上げていただきたいと思えます。

幸い、3人は来年度も続けていただけるということなので、いい流れをつくっていただければと思います。長い間、本当にお世話になりました。

それでは、次回の委員会ですが、年度明け6月頃の開催を予定しております。

連絡調整については、事務局でお願いいたします。

3. 閉 会

【中川委員長】 それでは、これにて本日の委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上